

令和7年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月1日

目 次

1 一般廃棄物の処理量の見込み	P1
2 一般廃棄物の処理主体	P2
3 ごみ処理実施計画	P3
4 収集・運搬計画	P6
5 中間処理計画	P7
6 最終処分計画	P7
7 生活排水処理実施計画	P8

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすしかないごみ	16,835 t／年*1
イ 埋立てるしかないごみ	1,039 t／年*2
ウ 粗大ごみ	600 t／年
エ 資源ごみ	
（ア） カン類	254 t／年
（イ） ビン類	377 t／年
（ウ） ペットボトル	133 t／年
（エ） スプレー缶	24 t／年
（オ） プラスチック類	915 t／年
（カ） 使用済小型家電	11 t／年
（キ） 使用済乾電池・使用済充電式電池	30 t／年
（ク） 廃蛍光管	2 t／年
（ケ） 小型金属類	15 t／年
（コ） 草・木類	371 t／年
（サ） 紙類	1,571 t／年
（シ） 生ごみ・食用油	0 t／年
（ス） 古布類	53 t／年
（セ） ライター	1 t／年

(2) 犬、猫等の死体 417体／年

(3) し尿及び汚泥

ア し尿	4,437kl／年
イ 浄化槽汚泥	4,383kl／年

- *1 重複カウントになるため、燃やすしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。
- *2 重複カウントになるため、埋立てるしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック類の選別残渣の見込量を除いている。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分			収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすしかないごみ	家庭系	(公財)環境かめおか(委託、以下同じ)		焼却/桜塚クリーンセンター(直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場(委託、以下同じ)
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てるしかないごみ	家庭系	(公財)環境かめおか			埋立/エコトピア亀岡(直営、以下同じ)
		許可業者			
粗大ごみ	可燃性	家庭系	(公財)環境かめおか	破碎/エコトピア亀岡、焼却/桜塚クリーンセンター 資源化/民間処理施設(委託、以下同じ)	残渣埋立/エコトピア亀岡、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
		事業系	許可業者		
	不燃性	家庭系	(公財)環境かめおか	資源化/民間処理施設	残渣埋立/民間最終処分場、エコトピア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	カン類		(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコトピア亀岡	残渣埋立/エコトピア亀岡、資源化/民間処理施設
	ビン類		(公財)環境かめおか	選別/エコトピア亀岡	残渣埋立/エコトピア亀岡、資源化/公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(委託、以下同じ)・民間処理施設
	ペットボトル	(公財)環境かめおか	選別・圧縮・梱包/民間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶		(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコトピア亀岡	残渣埋立/エコトピア亀岡、資源化/民間処理施設
	プラスチック類		(公財)環境かめおか	選別・圧縮・梱包/民間処理施設	残渣埋立/エコトピア亀岡、焼却/桜塚クリーンセンター、資源化/公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
	使用済小型家電		委託業者		資源化/民間処理施設
	使用済乾電池・使用済充電式電池		(公財)環境かめおか		資源化/民間処理施設
	廃蛍光管		委託業者		資源化/民間処理施設
	小型金属類		(公財)環境かめおか	選別/エコトピア亀岡	資源化/民間処理施設
	使用済インクカートリッジ		協定締結業者		資源化/民間処理施設
	草・木類		(公財)環境かめおか		資源化/民間処理施設
	紙類		(公財)環境かめおか		資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油		民間業者		
	古布類		民間業者		
	ライター		(公財)環境かめおか	選別・破碎/民間処理施設	資源化/民間処理施設

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者
〔種別／一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンボ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)環境かめおか、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却／京都中部クリーンセンター	残渣埋立／大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援する。

ア ごみ減量・資源化の市民活動の支援

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体への支援
- (イ) 地域コミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取組の支援
- (ウ) 地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開
- (ウ) 小・中学校、義務教育学校における環境教育の強化
- (エ) 企業と連携した環境学習の開発・展開
- (オ) 就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実・展開

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集による環境意識の啓発
- (ウ) 高齢者等ふれあい収集を通じたごみ出し支援

エ 企業とのパートナーシップの構築

- (ア) 環境パートナーシップ協定の締結企業の拡大
- (イ) 環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

(2) 排出されるごみを徹底的に減らすため、2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）を強化する。

ア 生活系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進
- (イ) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (ウ) 環境家計簿の普及拡大
- (エ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣（エシカル）の普及に向けた環境の整備
- (オ) リユース交換会の実施

イ 事業系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) 製造・使用・排出者責任を浸透させる啓発活動

- (イ) 紙ごみを資源物として受け入れることの検討
- (ウ) 桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- (エ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
- (オ) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
- (カ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取組
- ウ 食品ロス対策の推進
 - (ア) 食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発
 - (イ) 「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の展開
- エ イベントごみ対策の推進
 - (ア) リユース食器等の利用促進
 - (イ) テイクアウト容器の削減
- (3) 多様な資源化システムを構築する。
 - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
 - (ア) 公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充
 - (イ) 事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充
 - (ウ) 小型家電等のイベント回収の拡充
 - (エ) コンポストによる生ごみの減量、資源化
 - イ 事業者による資源化システムの構築
 - (ア) 事業者による古紙、古着等の資源化の拡大
 - (イ) 事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築
 - (ウ) 事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築
 - (エ) 事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築
 - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
 - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
 - (イ) 埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上
 - (ウ) 焼却灰のリサイクルの検討
 - エ 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取組の促進
 - (ア) 生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討
 - (イ) 廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進
 - (ウ) 剪定枝や落葉等のバイオマス活用の推進
 - オ 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の促進
 - (ア) 紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量
 - (イ) 生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討
 - (ウ) 燃やすしかないごみ及び埋立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究
 - カ 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進
 - (ア) 将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を

実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる

「公民連携」方式等の導入についての調査研究

(4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備する。

ア 収集・運搬体制の充実に向けた取組

(ア) 安全安心な収集運搬体制の維持

(イ) 収集体制等の効率化

イ 受益者負担の適正化の取組

(ア) ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施

ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備

(ア) 適正処理困難物に対する体制の整備

(イ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備

エ 最終処分体制の充実に向けた取組

(ア) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加

(イ) 最終処分場の適正な維持管理

(ウ) 医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取組

オ 計画の着実な履行に向けた取組

(ア) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価

(5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化する。

ア 不法投棄に対する監視活動の強化

(ア) 不法投棄に対する監視活動の強化

(イ) 捜査機関などの関係機関との連携強化

(ウ) エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進

(エ) アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発

イ 災害廃棄物対策の点検・見直し

(ア) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し

(イ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

関連施設の概要

ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8 m³（W24 m×L6 m×H1.45 m）

プラスチック類：ストックヤード 222.39 m²

ペットボトル：ストックヤード 38.91 m²

使用済小型家電：ストックヤード 32.89 m²

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすし かないごみ	家庭系	10,819 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及 び京丹波 町全域	船井郡衛 生管理組 合より 搬入	週1回	
	事業系	5,478 t	市内全域	戸 別	随 時	
埋立てるし かないごみ		952 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (埋立処分場)
粗大 ごみ	可燃性	132 t	市内全域	戸 別	随 時	エトピア亀岡 (破砕処理施設)
	不燃性	51 t		戸 別	随 時	エトピア亀岡 (保管施設)
資 源 ご み	カン類	254 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (資源化施設及び 保管施設)
	ビン類	377 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (保管施設)
	ペットボトル	133 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (保管施設)
				拠 点	随 時	民間処理施設
	スプレー缶	24 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (資源化施設及び 保管施設)
	プラスチック類	915 t	市内全域	ステーション	週1回	エトピア亀岡 (保管施設)
	使用済小型家電	11 t	市内全域	拠 点	随 時	エトピア亀岡 (保管施設)
	使用済乾電池・ 使用済充電式電池	30 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管	2 t	市内全域	拠 点	随 時	民間処理施設
	小型金属類	15 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (保管施設)
	草・木類	371 t	市内全域	ステーション	月1回	エトピア亀岡 (保管施設)
	紙類	1,571 t	市内全域	ステーション	月1回	資源回収業者施設
			市内全域	拠 点	随 時	
	古布類	53 t	—	戸 別	随 時	資源回収業者施設
	ライター	1 t	市内全域	ステーション	月2回	エトピア亀岡 (保管施設)

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120t/日(60t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	10,819t/年
	許可業者	5,478t/年
	船井郡衛生管理組合	2,500t/年
	その他	1,317t/年
残渣の量及び処分方法		2,660t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	15,022㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	936t/年
	許可業者	16t/年
	その他	106t/年
年間埋立容量		3,033㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,660t/年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東豎町、西豎町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蒔田野町の各一部又は全部	71,476人
特定環境保全公共下水道	保津町	622人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	4,832人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	49人
浄化槽	市内全域	4,016人
その他（委託業者）	市内全域	431人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,437kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,383kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,437kl/年
	許可業者	4,383kl/年
残渣の発生量及び処分方法		60t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m ³ /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36t（三重県の民間業者に委託）

ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60 t/年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36 t/年